

~~1-1-42 再委託等を行う場合の誓約書の提出について~~

~~受注者は、再委託等を行う場合は、契約書（成果物型）第44条の2、契約書（土木設計等）第47条の2、契約書（測量等）第47条の2及び、契約書（経常型）第43条の2の規定に基づき、協力者、使用人等から「誓約書」（第5編 様式＝17）を徴し、監督職員に提出しなければならない。ただし、契約金額（発注者と受注者との契約金額）500万円未満を除く。~~